



委員会の目的について

令和4年7月28日



都市計画マスタープラン

都市計画法

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

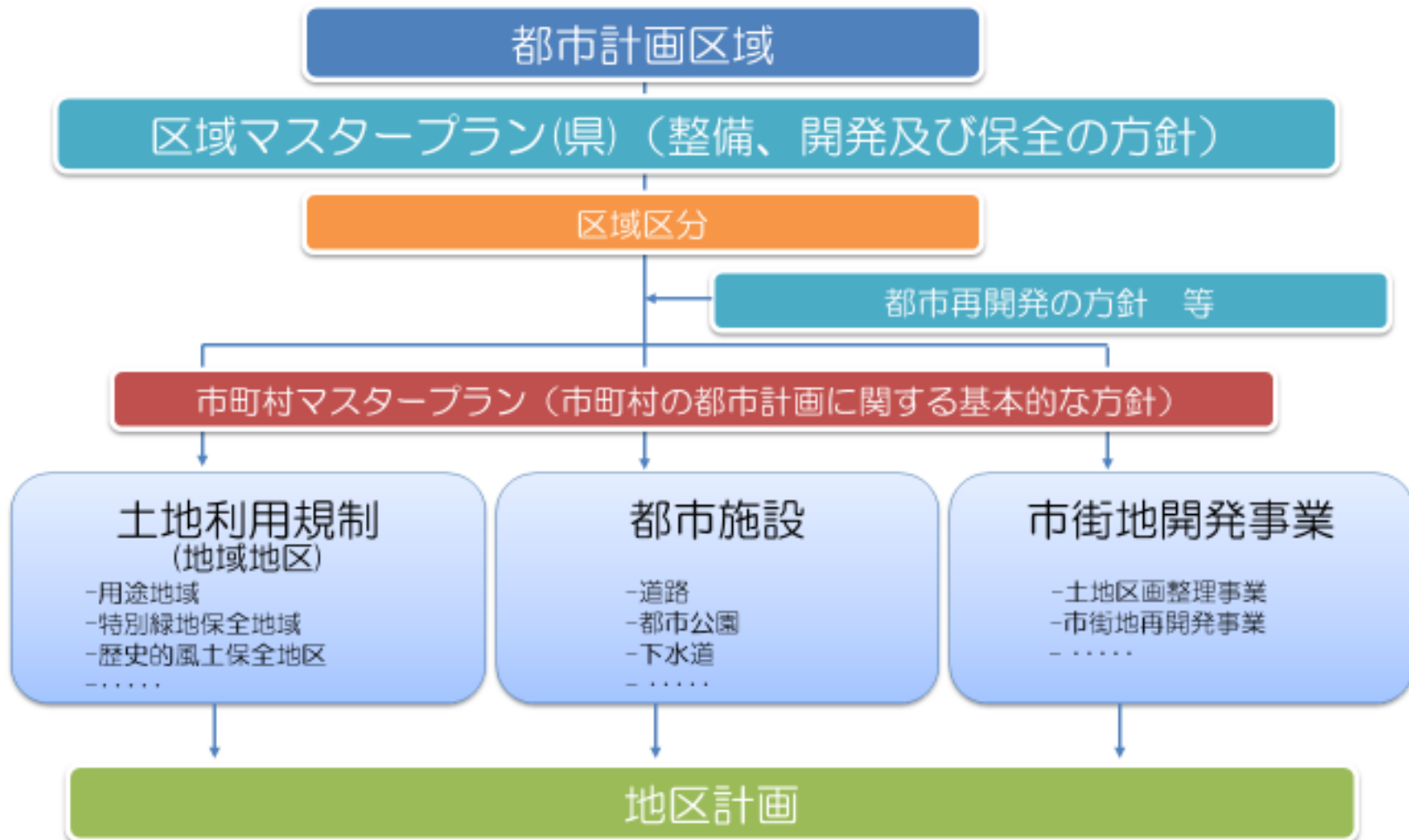
第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

4. 都市計画制度の構造①



立地適正化計画

都市再生特別措置法

(立地適正化計画)

第八十一条 市町村は、単独で又は共同して、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。)の立地の適正化を図るための計画(以下「立地適正化計画」という。)を作成することができる。

(都市計画法の特例)

第八十二条 前条第二項第一号に掲げる事項が記載された立地適正化計画が同条第二十三項(同条第二十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表されたときは、当該事項は、都市計画法第十八条の二第一項の規定により定められた市町村の都市計画に関する基本的な方針の一部とみなす。

越前市都市計画マスタープラン

平成20年3月策定
平成29年3月改定

目標年度 令和8年度



令和6年春の北陸新幹線越前たけふ駅開業を見据え、見直しを前倒し

改定ではなく、第2期の策定

越前市立地適正化計画

平成29年3月策定

目標年度 概ね20年後(令和22年度)
必要に応じて適宜見直し



第2期都市計画マスタープラン策定に
合わせ、内容見直し

改定

策定及び改定の時期

令和4年度 作業着手

令和5年度 都市計画マスタープラン策定

令和6年度 立地適正化計画改定

委員会の目的

都市計画マスタープラン策定及び立地適正化計画改定

委員会名称

越前市都市計画マスタープラン策定及び立地適正化計画改定委員会

委員会の位置付け

越前市附属機関設置条例に基づく附属機関

委員任期

令和4年7月28日から令和7年3月31日